会議案第　７１　号

議会活性化に関する報告について

本特別委員会の調査検討した内容について、会議規則第７７条の規定により、次のとおり報告いたします。

平成３０年１２月１４日報告

議会活性化特別委員長　　佐々木　信　雄

長沼町議会議長　　駒　谷　広　栄　　様

議会活性化に関する報告

平成２７年３月３１日に設置された本特別委員会は、議会活性化等に資する事項について調査・検討を行ってきたところであるが、２５回にわたる委員会において、その検討結果を報告する。

１　調査事件

議会活性化等に資する事項について

２　委員会開催年月日

平成２７年４月２７日、６月１２日、７月３１日、９月１１日、１２月１１日

平成２８年２月１０日、３月１０日、３月１７日、４月２２日、６月１７日、１０月５日、１２月１６日

平成２９年３月１日、３月９日、３月１６日、３月２２日、４月２７日、６月１６日、１０月１０日、１２月１５日

平成３０年２月２日、３月１６日、９月１８日、９月２１日、１０月５日（２５日間）

３　調査の経過

委員会においては、議員個々の調査活動により寄せられた、住民の意見等の交換・分析に加え、類似団体及び管内町村における議員定数の現況等について、調査研究を進め、慎重に協議を行ったところである。

加えて、議員自ら議会を改革すべく、より開かれた議会となるため、議会住民懇談会を引き続き実施し、住民との意見交換を重視し取り組んできているところであり、また、議会基本条例の制定や議会広報委員会の広聴活動に関する取り組み及び町議会議員選挙の統一地方選挙に合わせること等について、要点を絞り、できることから新しいものを取り入れる検討を行った。

４　調査の結果

議員定数については、前期から１４名としており、この１４名の現定数が全道の類似団体と比較しても決して多すぎるとは言えないが、空知管内では、議員定数の削減を行っている議会があるのも現実である。

しかし、本町においては実質収支の均衡がとれる財政基盤の早期確立に向け、より一層の行財政改革を進めている。

町民に負担をお願いしていることを考慮すると、議会議員として、日々、地域のなかで多様化する住民の意思を代弁者として町政執行にしっかりと反映させるために最低限必要と思われる人数、委員会活動の沈滞や議会審議の空洞化を招かぬための必要人数、チェック機関として機能を低下させないための人数等として、調査研究を行った結果、長沼町議会議員の定数はこれ以上減らすことなく、現行どおり１４名と決定した。

また、できるところから開かれた議会を目指すべく改革を実行していくため、議会議員による住民懇談会については、住民との意見交換をより重視するよう取り組んできたが、より効果的な開催時期や住民との課題の共有など、その在り方についての検討を進め、今後においても引き続き実施するよう協議していくこととした。

議会基本条例の制定については、先進団体を調査し、開かれた議会に向けての規定の明文化等を、引き続き研究していくこととした。

議会広報委員会における広聴活動に関する取り組みについては、住民に対し町をめぐる現状認識と、それに基づく問題や課題を提起し、解決に向けた参画を促す政策広報としての役割を拡充するため、広報委員による活発な広聴活動ができるよう進めることとした。

町議会議員選挙の統一地方選挙日程に合わせることについては、選挙制度等の調査研究を進め、住民の意見も反映していくよう引き続き協議していくこととした。

これまでも議会を身近に感じてもらうために、議会定例会での傍

聴者に対する一般質問の標題配布、新聞折り込みによる一般質問のチラシの配布などにより、議会の傍聴を促すとともに、議員の活動に対し理解を深めてもらえるよう努めており、今後ともこの取り組みや議会活性化のための調査研究を継続していくこととした。

以上のとおり、地方自治の二元代表制における議会の役割、権能と、町民参加など、本町を取り巻く環境変化を鑑み、議会の活性化に資するため委員全員で取り組んできたところであるが、さらなる長沼町議会の活性化に向け、議員個々が住民の期待に応えられる資質を兼ね備えるため、引き続き協議を深めることを委員全員で確認したので、ここに報告する。